

(目的)

第1条 町内の空き家及び空き店舗（以下「空き家等」という。）並びに敷地の有効活用を図り、移住定住の促進及び地域の活性化に資するため、空き家等に関する情報を登録し、その情報の提供を行うとともに、葛巻町への移住定住を目的として空き家等及び敷地を利活用する者に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に存する住宅（店舗、事務所等を併用した建物を含む。）であって、現に個人が居住していない又は居住しなくなる予定の住宅及びその敷地をいう。ただし、共同住宅（一棟の建物内に独立の居住単位の区画があるものをいう。）及び集合住宅（一つの敷地に建築された住宅の集合体で賃貸を目的とするものをいう。）を除く。
- (2) 空き店舗 町内に存する建物（店舗、事務所、倉庫その他の建物（店舗、事務所等を併用した建物を除く。））であって、現に利用されていない又は利用されなくなる予定の建物及びその敷地をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家等の賃貸又は売却を希望する所有者からの申請により、当該空き家等に関する情報（以下「空き家等情報」という。）を登録し、空き家等の利用を希望する者に対して町が空き家等情報を提供する制度をいう。
- (4) 空き家バンク台帳 空き家バンクに登録された情報を管理するための台帳をいう。
- (5) 敷地 町内に存する地目を問わず宅地として利用可能な土地（住宅を建築することができる土地に限る。）であって、現に建物が建築されていないものをいう。
- (6) 宅地バンク 敷地の売却を希望する所有者からの申請により、当該敷地に関する情報（以下「敷地情報」という。）を登録し、敷地の利用を希望する者に対して町が敷地情報を提供する制度をいう。
- (7) 宅地バンク台帳 宅地バンクに登録された情報を管理するための台帳をいう。
- (8) 空き家等所有者 空き家等について所有権を有する者をいう。
- (9) 敷地所有者 敷地について所有権を有する者をいう。
- (10) 入居者 所有者と賃貸借契約を締結し、空き家等を賃借した者をいう。
- (11) 取得者 所有権の移転を目的とする契約を締結し、空き家等又は敷地を取得した者をいう。
- (12) Uターン者 町民であった者が町外に転出し、5年以上町外で生活した後、再び町に住民登録して生活の基盤が町にある者をいう。

- (13) Iターン者 町外出身者であって、新たに町に住民登録して生活の基盤が町にある者をいう。
- (14) リフォーム 空き家等の機能維持又は機能向上を目的に行う修繕、補修等の工事をいう。

(登録申請等)

第3条 空き家バンク及び宅地バンクに空き家等情報及び敷地情報の登録を申請しようとする空き家等所有者及び敷地所有者（以下「申請者」という。）は、空き家・宅地バンク事業登録申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、登録の申請をすることができない。

- (1) 申請者が町に納付すべき税金、負担金、使用料及び手数料を滞納している場合
- (2) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) 申請者が宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第2号に規定する宅地建物取引業を営んでいる者である場合
- (4) その他町長が登録を適当でないと認めた場合

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認の上、空き家バンク台帳及び宅地バンク台帳（以下「台帳」という。）に登録するとともに、その旨を当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、この事業によることが適当と認める場合は、当該空き家等所有者及び敷地所有者にこの事業による登録を勧めることができるものとする。

(登録事項の変更)

第4条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者（以下「登録者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、空き家・宅地バンク事業変更申請書（様式第2号）により、町長に届け出なければならない。

- (1) 空き家等所有者及び敷地所有者の住所及び電話番号
- (2) 台帳に登録された内容

(登録の抹消)

第5条 町長は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するとともに、その旨当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家・宅地バンク事業登録抹消申請書（様式第3号）により登録抹消の届出があったとき。
- (2) 台帳に登録された空き家等及び敷地が登録者により適正な管理がされていないとき。
- (3) 台帳に登録した内容に虚偽があると認めたとき。
- (4) その他町長が適当でないと認めたとき。

(情報の公開方法)

第6条 町は、空き家等及び敷地の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、台帳に登録された情報を提供するため、その情報を町のホームページ等に掲載し周知

するとともに、必要に応じて、利用希望者の問い合わせ等に対して有用な情報を提供するものとする。

2 町は、登録者及び利用希望者が行う空き家等に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、関与しない。

(事業)

第7条 町長は、空き家等の利活用を促進するため、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) 空き家リフォーム支援事業
- (2) 空き家等登記支援事業
- (3) 空き家整理等支援事業
- (4) 空き家修繕等支援事業

(補助金の交付対象者)

第8条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、現に町内に住所を有する者、空き家若しくは空き店舗の所有者、空き家若しくは空き店舗に入居又はこれを取得する者のうち町内に定住の意思を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付対象者としな

- (1) 補助金の交付を申請しようとする者（以下「補助申請者」という。）が所有者の際、当該所有者の空き家等が空き家バンク台帳に登録されていない場合。ただし、補助金の交付を受けた日から1月以内に空き家バンク台帳に登録した場合はこの限りではない。
- (2) 補助申請者及び補助申請者と同一の世帯に属する者（以下「世帯員」という。）が町に納付すべき税金、負担金、使用料及び手数料を滞納している場合
- (3) 補助申請者及び世帯員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (4) 補助申請者が補助申請者又は世帯員の3親等以内の親族である所有者と空き家の賃貸借契約又は所有権の移転を目的とする契約を締結する場合
- (5) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助要件及び補助金の額)

第9条 第7条に掲げる事業について、補助要件及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第10条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

(補助金の返還)

第11条 第7条第3号及び第4号に規定する事業において、補助金の交付を受けた所有者は、交付を受けた日から3年以内に第5条第1号による届出をしたときは、補助金を返還しなければならない。ただし、空き家等及び敷地の売買、若しくは賃貸に係る事由の場合はこの限りではない。

(申請の取下期日)

第12条 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受

理した日から起算して 30 日以内とする。

(報告の徴収等)

第 13 条 町長は、補助金の交付事務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、随時報告を徴し、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
(葛巻町空き家バンク「おでゃあんせ！くずまきへ」事業実施要綱の廃止)
- 2 葛巻町空き家バンク「おでゃあんせ！くずまきへ」事業実施要綱（平成 22 年葛巻町告示第 77 号）は廃止する。
(廃止に伴う経過措置)
- 3 この告示の施行の日の前日において葛巻町空き家バンク「おでゃあんせ！くずまきへ」事業実施要綱第 3 条第 3 項において台帳登録されているものについては、本要綱における台帳に登録しているものとみなす。

附則（令和 7 年葛巻町告示第 12 号）

(施行日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 10 年 3 月 31 日までの間における空き家等登記支援事業の対象経費に関する経過措置)
- 2 この告示の施行後から令和 10 年 3 月 31 日まで間における別表 1 (2) 空き家等登記支援事業の項補助金の額の欄中「対象経費の 1/2。」とあるのは「対象経費の 10/10。」とする。